

同行援護従業者養成研修についての Q&A

平成 28 年 11 月 1 日

兵庫県障害福祉課

Q1 応用課程を受講できるのはどのような人か。

A1 以下の通りである。

- ① 一般課程修了者（一般課程と応用課程を同時並行的に受講する者を含む）
- ② 以下に掲げる兵庫県が認める一般課程に相当する研修の修了者
  - ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修  
(平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号)
  - ・ 視覚障害者移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修  
(平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号)

Q2 介護福祉士、介護基礎研修修了者、ヘルパー1級修了者、ヘルパー2級修了者がサービス提供職員・サービス提供責任者となるために必要な研修は何か。

A2 資格・実務経験により、必要な研修が異なっており、下表を参照されたい。

○ サービス提供職員

資格	経過措置期間 (～平成 30 年 3 月 31 日)	経過措置終了後 (平成 30 年 4 月 1 日～)
居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者	1 年以上の実務経験を要しない。	視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 1 年以上従事した経験が必要
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等	1 年以上の実務経験を要しない。	視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 1 年以上従事した経験が必要

○ サービス提供責任者

資格	経過措置期間 (～平成 30 年 3 月 31 日)	経過措置終了後 (平成 30 年 4 月 1 日～)
介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1 級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で 3 年以上介護等の業務に従事した者	同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない。	同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要する。

Q3 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者は同行援護従業者養成研修の修了が必要か。

A3 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者は、同行援護従業者養成研修の修了なしにサービス提供職員・サービス提供責任者として従事可能である。